

電波法施行規則等の一部を改正する省令 新旧対照条文

○電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（権限の委任）</p> <p>第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号、第五号の二及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。</p> <p>一〇五 （略）</p> <p>五の二 法第百三条第二項の規定に基づく総務大臣の権限</p> <p>六〇八 （略）</p> <p>二〇五 （略）</p>	<p>（権限の委任）</p> <p>第五十一条の十五 法に規定する総務大臣の権限で次に掲げるものは、所轄総合通信局長（沖繩総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に委任する。ただし、第二号の二の三、第三号及び第六号の二に掲げる権限は、総務大臣が自ら行うことがある。</p> <p>一〇五 （同上）</p> <p>六〇八 （同上）</p> <p>二〇五 （同上）</p>

改正後

（免許後の変更等の手続）

第二十四条の三 法第二十二條又は法第二十七條の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。ただし、災害等により運用が困難となつた無線局又は包括免許に係る全ての特定無線局に係る当該届出は、当該無線局又は特定無線局の廃止後遅滞なく、当該災害等により無線局の運用が困難となつた日に廃止した旨及びその理由並びに次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うことができる。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃止する年月日（この項ただし書の規定により提出された場合には、廃止した年月日）

三 無線局の種別

四 免許の番号

五 免許の年月日

六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）

2 前項ただし書の届出に係る無線局又は特定無線局に係る返納された免許状は、当該無線局又は特定無線局が廃止された日から一月以内に返納されたものとみなす。

（電磁的方法により記録することができる提出書類等）

第三十二條 次に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するもの

改正前

（免許後の変更等の手続）

第二十四条の三 法第二十二條又は法第二十七條の十第一項の規定による無線局の廃止の届出は、当該無線局又は包括免許に係るすべての特定無線局を廃止する前に、次に掲げる事項を記載した文書を総務大臣又は総合通信局長に提出して行うものとする。

一 免許人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 廃止する年月日

三 無線局の種別

四 免許の番号

五 免許の年月日

六 識別信号（パーソナル無線及び包括免許に係る特定無線局を除く。）

（電磁的方法により記録することができる提出書類等）

第三十二條 次に掲げる書類等のうち総務大臣が別に告示するもの

は、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。

一〇十二（略）

十三 第二十四条の三第一項の規定に基づき提出する書類
十四〇二十一（略）

は、総務大臣が別に告示する電磁的方法（電子的方法、磁気的方法）その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。）により記録し、提出することができる。

一〇十二（同上）

十三 第二十四条の三の規定に基づき提出する書類
十四〇二十一（同上）

改正後	改正前
<p>(表示)</p> <p>第八条 法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法</p> <p>二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法をいう。以下同じ。）により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法</p> <p>2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。</p> <p>一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法</p> <p>二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法</p>	<p>(表示)</p> <p>第八条 法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。</p> <p>一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）</p> <p>二 (同上)</p>

により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3| 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示の除去)

第八条の二 前条第一項第一号、第二十条第一項第一号、第二十七条第一項第一号、第三十六条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第四項の総務省令で定める方法は次のとおりとする。

- 一 表示の外観が残らないように完全に取除くこと。
- 二 容易にはく離しない塗料により表示を識別することができないように被覆すること。

2 前条第一項第二号、第二十条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十六条第一項第二号及び第四十一条第一項第二号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第四項の総務省令で定める方法は、当該表示を記録した電磁的記録を消去する方法、当該表示を付した特定無線設備の映像面の表示機能を失わせる方法その他の前条第一項第二号、第二十条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十六条第一項第二号及び第四十一条第一項第二号に掲げる特定の操作によつて当該表示を映像面に表示することができないようにする方法とする。

(表示)

第二十条 法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは

2| 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示の除去)

第八条の二 前条第一項第一号、第二十条第一項第一号、第二十七条第一項第一号、第三十六条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第三項の総務省令で定める方法は次のとおりとする。

- 一 表示の外観が残らないように完全に取除くこと。
- 二 容易にはく離しない塗料により表示を識別することができないように被覆すること。

2 前条第一項第二号、第二十条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十六条第一項第二号及び第四十一条第一項第二号に規定する方法により付した表示についての法第三十八条の七第三項の総務省令で定める方法は、当該表示を記録した電磁的記録を消去する方法、当該表示を付した特定無線設備の映像面の表示機能を失わせる方法その他の前条第一項第二号、第二十条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十六条第一項第二号及び第四十一条第一項第二号に掲げる特定の操作によつて当該表示を映像面に表示することができないようにする方法とする。

(表示)

第二十条 法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 | 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 | 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付す方法（当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法）

二（同上）

2 | 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第二十七条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の見やすい箇所)に付す方法

二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 | 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の見やすい箇所)に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 | 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は

(表示)

第二十七条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法)

二 (同上)

2 | 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特

、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十六条 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。))の見やすい箇所)に付す方法

二 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

2 |

法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む。))の見やすい箇所)に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無

定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第三十六条 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所に付す方法(当該表示を付すことが困難又は不合理であるものとして総務大臣が別に告示する特定無線設備にあつては、総務大臣が別に告示する場所に当該表示を付す方法)

二 (同上)

線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 | 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらに掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(表示)

第四十一条 法第三十八条の三十五の規定により表示を付するとき
は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別
特定無線設備の見やすい箇所(当該表示を付すことが困難又は
不合理である特別特定無線設備にあつては、当該特別特定無線
設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の見やすい箇所
に付す方法

二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別
特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操
作によつて当該特別特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態
で表示することができるようにする方法

2 | 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製
品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視そ
の他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によ
るものとする。この場合において、新たに付することとなる表示
は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇
所(当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあ
つては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の
見やすい箇所)に付す方法

2 | 前項第二号に規定する方法により特定無線設備に表示を付する
場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特
定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した
書類の当該特定無線設備への添付その他の適切な方法により明ら
かにするものとする。

(表示)

第四十一条 法第三十八条の三十五の規定により表示を付するとき
は、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別
特定無線設備の見やすい箇所に付す方法

二 (同上)

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

3 第一項第二号又は前項第二号に規定する方法により特別特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特別特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(図略)

注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

注2～5 (略)

様式第14号（第41条関係）

表示は、次の様式に記号R及び識別番号を付加したものとする。
(図略)

注1 大きさは、直径3ミリメートル以上であること。

注2～4 (略)

2 前項第二号に規定する方法により特別特定無線設備に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及び同号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特別特定無線設備への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

様式第7号（第8条、第20条、第27条及び第36条関係）

表示は、次の様式に記号R及び技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号を付加したものとする。

(図略)

注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上）であること。

注2～5 (略)

様式第14号（第41条関係）

表示は、次の様式に記号R及び識別番号を付加したものとする。
(図略)

注1 大きさは、直径5ミリメートル以上（体積が100cc以下の無線設備にあつては、直径3ミリメートル以上）であること。

注2～4 (略)

改正後	改正前
<p>（登録の申請）</p> <p>第二条 法第二十四条の二第一項の登録を受けようとする者は、別表第一号に定める様式の申請書及びその添付書類を総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。以下同じ。）に提出しなければならない。</p> <p>2 法第二十四条の二第三項の業務の実施の方法を定める書類（以下「業務実施方法書」という。）には、次に掲げる事業者ごとに、それぞれ次に掲げる事項を記載するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。） イ 検査又は点検を行う無線設備等に係る無線局の種別 ロ 検査又は点検の事業を行う事務所の名称及び所在地 ハ 検査又は点検の業務を行う組織（申請者が法人の場合に限る。） ニ 無線局の種別ごとの無線設備等の点検を行う者（以下「点検員」という。）の氏名及び法別表第一に掲げる条件のうち該当するもの（当該点検員が同表第一号の条件に該当する場合は、無線従事者の資格（陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士に限る。）及び免許証の番号） ホ 点検に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の名称又は型式及び製造事業者名 ヘ 測定器等の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の校正又は校正（以下「較正等」という。）の計画 ト 無線設備等の検査（点検である部分を除く。以下「判定」という。）を行う者（以下「判定員」という。）の氏名及び法別表第四に掲げる条件のうち該当するもの（当該判定員が 	<p>（登録の申請）</p> <p>第二条 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

無線従事者の資格を有する場合は、その資格及び免許証の番号)

チ 無線局の種別ごとの検査又は点検の実施方法

リ 検査又は点検の業務に関する帳簿その他の書類の管理に関する事項

二 (略)

3 前項第一号ニ及び第二号ニの無線従事者の資格のうち、陸上特殊無線技士の資格又は第一級アマチュア無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の点検に限って行うものとする。

4 第二項の業務実施方法書には、次に掲げる証明書を添付しなければならぬ。

一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）にあつては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書

二 検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）にあつては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに掲げる条件に該当する者であることの証明書

5 法第二十四条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であつて、申請者が法人である場合は、定款の謄本、登記事項証明書、役員の氏名並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類

二 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）であつて、申請者が個人である場合は、氏名、住所及び生年月日を証す

3 (同上)

4 第二項の業務実施方法書には、次に掲げる証明書を添付しなければならぬ。

一 検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）にあつては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書及び判定員が法別表第四（第一号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件のいずれかに該当する者であることの証明書

二 検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）にあつては、点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件のいずれかに掲げる条件に該当する者であることの証明書
(同上)

る書類並びに過去二年間の経歴を記載した別表第二号に定める様式の書類及び法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三号に定める様式の書類

三 検査等事業者（点検の事業のみを行う者に限る。）である場合は、法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す別表第三に定める様式の書類

6 法別表第四第三号の総務省令で定める陸上特殊無線技士は、第一級陸上特殊無線技士とする。

7 前項の陸上特殊無線技士の資格を有する者は、海岸局、航空局、船舶局及び航空機局以外の無線設備等の判定に限って行うものとする。

（変更の届出）

第五条 登録検査等事業者は、法第二十四条の五第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号
- 二 変更の内容
- 三 変更の年月日

2 前項の届出があった場合において、総合通信局長は、新たな登録証の交付による訂正を行うことがある。

3 登録検査等事業者は、第二条第二項各号（第一号ロ及び第二号ロを除く。）に掲げる事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を総合通信局長に提出しなければならない。

- 一 登録又はその更新の年月日及び登録番号
- 二 変更の内容
- 三 変更の年月日

4 登録検査等事業者は、点検員を追加するとき、前項の届出書に当該点検員が法別表第一（第一号を除く。）に掲げる条件に該

（変更の届出）
第五条 （同上）

2 （同上）

3 （同上）

4 （同上）

当する者であることの証明書を添付しなければならない。

5 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号から第三号までの無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

6 総合通信局長は、法第二十四条の五第一項の規定による届出があつた場合には、その届出があつた事項を登録検査等事業者登録簿に登録しなければならない。

5 登録検査等事業者（点検の事業のみを行う者を除く。）は、判定員を追加するときは、第三項の届出書に当該判定員が法別表第四（第一号及び第二号の無線従事者の資格を有することの証明書を除く。）に掲げる条件に該当する者であることの証明書を添付しなければならない。

6 (同上)